

# 防府市多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付要綱

令和元年10月9日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、対象児童が特定教育・保育施設等へ入所した場合における副食費の補助について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「対象児童」とは、世帯における第3子以降の児童で子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）

第20条第1項の規定に基づき、支援法第19条第2号に係る認定を受け、支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育を利用する小学校就学前子どもをいう。

2 この要綱において「第3子以降の児童」とは、原則として戸籍上の第3子以降の児童をいう。ただし、戸籍上第3子以降でなくとも、保護者が現に3人以上扶養している児童のうち第3順位以下にあるものは含むものとする。

3 この要綱において「副食費」とは、第1項に規定する小学校就学前子どもの扶養義務者が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号の規定に基づき支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用をいう。

## (給付の対象者)

第3条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の（1）及び（2）に該当する者とする。

（1） 第2条第1項に規定する対象児童（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の扶養義務者

（2） 支援法施行令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額97,000円未満に属する世帯の者

(副食費の補助額)

第4条 対象児童が特定教育・保育施設等へ入所した場合の副食費の補助金の額は別表に定めるとおりとする。

(給付の実施)

第5条 市長は、給付対象者に係る副食費を減額して徴収又は免除する特定教育・保育施設等（以下「実施施設等」という。）に対し、前条に規定する給付を行うものとする。

2 前項の規定により難い場合は、給付対象者に対し、給付を行うことができる。

(給付の申請)

第6条 前条第1項の給付を受けようとする実施施設等は、4月から8月分までについては8月末までに、9月から3月分までについては3月末までに、多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。ただし、年度の途中で給付の対象でなくなつた場合においての提出期限は、市長が別にこれを定める。

2 前条第2項の給付を受けようとする給付対象者は、多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付交付申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(給付の申請結果の通知)

第7条 市長は、前条各項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(給付の請求等)

第8条 前条の交付決定を受けた者は、多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、給付を行うものとする。

(給付の返還)

第9条 市長は、実施施設等又は給付対象者が偽りその他不正な手段により給付を受けたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第10条 給付を受けた者（第5条第1項の申請を行った実施施設等に限る。）は、給付に係る収支についての状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、給付の決定があった年度の終了後5年間保存しなければならない。  
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助額	備考
当該児童に係る副食費の月額と 4,800 円を比較して低い方の額	<p>補助額の算定において、対象児童が月途中に入所又は退所した場合等における副食費の算定は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付けこ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知。以下「通知」という。）の第2「月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法」に準ずるものとし、通知の第2の（1）の規定中「告示により算定された各月の公定価格」とあるのを、「副食費」と読み替えるものとする。</p> <p>また、月途中で支援法第19条に係る認定区分が変更した子どもについては、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用するか否かに関わらず、通知の第2の（1）に準じて算定すること。</p>

### 第1号様式（第6条関係）

## 多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

### (施設・事業所)

所在地

## 設置者

(施設・事業所名

)

下記のとおり、 年度多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付の交付を申請します。

記

子ども	氏名	
	生年月日	
	支給認定証番号	

## 同意書

年 月 日

(宛先) 防府市長

(保護者)

住所

氏名

私は、下記の子どもに係る副食費を減額して徴収又は免除する特定教育・保育施設等に対し、多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付を交付することに同意します。

また、給付の決定に当たって、防府市が必要な範囲内で私の世帯の世帯情報及び市町村民税の情報（同居親族を含む。）を閲覧すること並びに給付の可否を特定教育・保育施設等に対し通知することに同意します。

記

子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
	支 給 認 定 証 番 号	
	施 設 ・ 事 業 所 名	

第2号様式（第6条関係）

多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（保護者）

住所

氏名

下記のとおり、 年度多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付の交付を申請します。

また、給付の決定に当たって、防府市が必要な範囲内で私の世帯の世帯情報及び市町村民税の情報（同居親族を含む。）を閲覧することに同意します。

記

子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
	支 給 認 定 証 番 号	
	施 設 ・ 事 業 所 名	

交 付 申 請 額	円
（内訳）	
	副食費の金額
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円

保護者が記載したとおり、副食費を請求し、領収したことを証明します。

年 月 日

（宛先）防府市長

施設・事業所名

設 置 者

（添付書類）副食費を領収したことが分かるもの

第3号様式（第7条関係）

多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付交付決定通知書

指令防字第 号

年 月 日

様

防府市長 國

先に申請のありました 年度多子世帯副食費の施設による徴収に係る  
補足給付交付申請について、下記のとおり決定しましたので、防府市多子世帯  
副食費の施設による徴収に係る補足給付要綱第7条の規定により通知します。

記

子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
	支 給 認 定 証 番 号	
交 付 決 定 額		円

#### 第4号様式（第8条関係）

## 多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付請求書

金額 円

【内訳】 年度多子世帯副食費の施設による徴収に係る補足給付として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

## 住 所

### 氏名

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・信用組合
	支店・支所・出張所
口座番号・種別	普通・当座
(フリガナ) 口座名義	